

初歩の 労災防止マニュアル (第3版)

裏面に内容見本があります



初歩の労災防止マニュアル (第3版)が完成しましたのでご案内いたします。

ご購入にあたりましては、下記の注文書にご記入の上、頒布金額をお振込みいただき**注文書と振込受領書**をFAXでお送りいただきお申込みください。

初歩の労災防止マニュアル (第3版) 注文書

送り先・所在地 〒

御社名・部署

電話番号

ご担当者名

@580円 × _____部 +

≪ 送 料 ≫

1冊 98円

2冊 101円

3~4冊 141円

5冊以上は御相談下さい

= _____円

お振込み
金額

どちらかに☑してください。

郵送希望

事務局で引き取り希望 (送料はかかりません。)

お申込み部数に送料をプラスした合計金額をご記入ください。なお、窓口で現金での引き渡しもできます。増刷部数が限られているため、対応が出来ない場合もございますのであらかじめご了承ください。

合 計

円

横浜銀行 県庁支店 普通預金 1018476

お振込み先

シャ)カナガワケンサンギョウシゲンジュンカンキョウカイ

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会

※誠に恐れ入りますが振込手数料は、お申込者様のご負担でお願いいたします。

FAX 045-641-8114

内容見本

こんな労災が多い!

第1位 墜落・転落《25%》



▶5~9、26~28、33、37ページ参照

第2位 動作の反動・無理な動作《14%》



▶29~30ページ参照

第3位 転倒《13%》



要注意 これはマズい!「問題事例」はすぐ直そう!

1 重機の不備による法令違反のワースト3

- ① 動力の回転部に安全カバーがない! ▶18、19ページ参照
- ② 離席時、バケットを地上に下していない! ▶24ページ参照
- ③ 旋回範囲に立入禁止の措置をしていない! ▶11ページ参照

2 設備の不備による法令違反のワースト3

- ① 高所の作業場所に手すりが無い! ▶26~28、33ページ参照
- ② 床面の電線に養生をしていない! ▶25ページ参照
- ③ 点検中の表示がない! ▶21ページ参照

3 管理体制の不備による法令違反のワースト3

- ① 安全衛生推進者が選任されていない! ▶38~40ページ参照
- ② 安全衛生推進者の氏名周知がない! ▶38、40ページ参照
- ③ 従業員の意見を聞く場を設けていない! ▶41ページ参照

4 日常の業務の中では

- ① 朝礼と準備体操、保護具の点検の実施率が低い! ▶49ページ参照
- ② ヘルメットなどの保護具を正しく使用していない! ▶58~65ページ参照
- ③ 重機を使用しない時にキーを抜いていない! ▶25、36ページ参照
- ④ 検査標章が貼っていない!期限が切れている! ▶32ページ参照
- ⑤ 用具や部材が散らかっている! ▶44ページ参照

フォークの吊り下げは禁止!

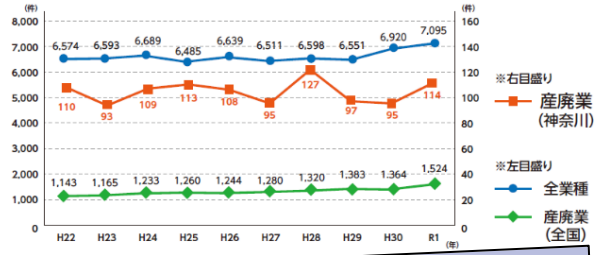
B社では場内のフレコンバックの移動時にフォークリフトの爪(フォーク)でフレコンバックを吊り上げる方法で作業していましたが、カーブを曲がる際にはフレコンバックが揺れて危険な状態でした。

監督署の立入時にこの作業を目撃した監督官から、フォークリフトで物を吊り上げる作業は行っていない(労働安全衛生規則第151条の14、「主たる用途以外の使用の制限」)として文書を交付されました。また、クレーン機能付きのバックホウもあるので、その導入を検討するようとのアドバイスを受けました。



フォークリフトで物を吊り上げたためにフォークリフトが転倒し、作業員がはさまれて重大な労働災害になった事例もあるため、絶対にこのような作業はやめましょう(22~23ページ参照)。

神奈川県内の労災発生状況の経年変化(平成22~令和元年)



労災件数を更に減らそう!

目次

- 1 産廃処理業ではどのような労災が多いのか 1
 - (1) 労災件数を更に減らそう! 1、(2) こんな労災が多い! 2、
 - (3) 経験年数が少ない労働者の災害が多い! 3、(4) 重症化しやすい! 3、
 - (5) 災害の3/4が従業員規模50人未満の事業場で発生 3、
 - 【要注意】これはマズい!「問題事例」はすぐ直そう! 4
- 2 好事例で学ぼう!これは危ない!こうすれば改善できる! 5
 - 事例1 産廃処理業の労働者の労働環境の改善 5、
 - 事例2 産廃処理業の労働者の労働環境の改善 10、
 - 事例3 産廃処理業の労働者の労働環境の改善 14、
 - 事例4 産廃処理業の労働者の労働環境の改善 16
 - 事例5 産廃処理業の労働者の労働環境の改善 18、
 - 事例6 産廃処理業の労働者の労働環境の改善 22、
 - 事例7 産廃処理業の労働者の労働環境の改善 29、
 - 事例8 産廃処理業の労働者の労働環境の改善 29、
 - 事例9 産廃処理業の労働者の労働環境の改善 31
- 3 監督署の立入検査における改善指導の事例 32
 - 事例1 定期点検を忘れていた! 32、事例2 フォークの吊り下げは禁止! 32、
 - 事例3 高所には手すりが無い! 33、事例4 労働者の救急方を間違えていた! 33、
 - 事例5 研削といしの取替えは有資格者で! 34、事例6 駆動部などのカバー、非常停止スイッチの確認 34、
 - 事例7 車両から離れた時は急停止を! 35、事例8 作業計画を決める前に作業を行っていた! 36、
 - 事例9 フォークをそのままに運転者が運転位置から離れた! 36、平成23~25年度における監督指導結果 37
- 4 まず、会社の体制や役割分担は 38
 - (1) 安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進者 38、(安全)衛生推進者を選任していますが 39、
 - 安全衛生推進者の職務 40、(2) 安全衛生委員会の進め方 41、(3) 下請企業・派遣社員との関係 42
- 5 日常業務は、何をどうやるのか 44
 - (1) 5S 44、(2) 危険予知(KY)活動 45、(3) 見える化 48、(4) 朝礼・体操 49、
 - (5) 作業手順書を作る時のポイント 50、(6) ヒヤリ・ハットに取り組み 51、(7) 熱中症防止のポイント 52
- 6 参考となる情報 54
 - (1) 災害事例の収集や安全衛生のキーワードを調べよう! 54
 - (2) 安全衛生の様式・帳票を手に入れよう! 55
 - (3) 職場の「安全衛生」を再確認しよう! 56
 - (4) 保護具の選定・使用方法の注意点 58

フォークをそのままに運転者が運転位置から離れた!

K社では、フォークリフトの運転者が休憩のため、エンジンを切らずフォークを上げたまま運転席から離れた。

労働基準監督署の立入時に、フォークリフトのフォークが最下降位置に置くことと指導を受けました。また、原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等のフォークリフトの逸走を防止する措置を講ずることも指導を受けました。



安全衛生特別教育の受講が必要!

高さが2m以上で、作業床を設けることが困難な場所においてフルハーネス型の墜落制止用器具を用いた業務(ロープ高所作業を除く)を行う作業者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)の受講が必要です。

「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を実施しました。

安全衛生協議会・研修委員会共催でフルハーネス型への移行に向け、CSP労働安全コンサルタント(士・第2471号)二階堂久氏を招いてフルハーネスの特別教育を実施しました。テキストでの座学だけでなく、正しい装着方法や実技をしっかり行い正しい使用方法を学びました。

